

令和2年度しらとり支援学校いじめ防止基本方針

富山県立しらとり支援学校

I いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

【いじめ問題に関する基本的認識】

- 「いじめは絶対に許されない」
- 「いじめは卑怯な行為である」
- 「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）より

II 本校の現状と課題

1 現状

- ・ 障害に起因して友達との関係を築くことが難しかったり、感情のコントロールができずに相手から誤解を受けるような発言や行動をとったりする児童生徒がいる。また、自ら思いを伝えることが難しい児童生徒が多い。
- ・ 在校生が小学部から高等部まで広い年代にまたがると同時に、障害の程度や併せ有する障害が様々で、一律の対応がとりにくい。
- ・ 自力通学生を中心に、中学部、高等部で携帯電話（スマートフォンを含む）を所持している生徒がいる。限られた相手との通話のみに用いる生徒から、LINE等を使用する生徒まで実態の差が大きい。

2 課題

- ・ 教職員による児童生徒の表情や行動についての細やかな観察が重要であり、共通した視点をもつことが必要である。
- ・ 児童生徒の実態が多様であるため、一斉指導に加え、日常の実際的な場面で個別に、反復的継続的に指導を続けていく必要がある。
- ・ 携帯電話等の使用についてのトラブルは少ないが個々の実態に応じた指導が必要である。

このような現状と課題を踏まえつつ、全ての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの問題に対応するための組織を設置するとともに、いじめの未然防止等のための対策を行う。

Ⅲ いじめへの対応

1 いじめの問題に取り組むための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ等対策委員会」を設置する。

- | |
|---|
| <p>○ 構成員</p> <ul style="list-style-type: none">・ 校長、教頭、第1教務主任、生徒指導主事、保健主事、各学部主任、寮務主任、寄宿舎主任、養護教諭※ P T Aや心理や福祉の専門家（SC、SSW等）、弁護士等の外部専門家、さらに事案対応時には、関係学級担任、寄宿舎指導員、部活動顧問を必要に応じて追加 <p>○ 役割</p> <ol style="list-style-type: none">① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり② 本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証③ 教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解、意識啓発（校内研修会等）④ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の通報先・相談窓口⑥ 事実関係の把握といじめであるか否かの判断⑦ いじめ及びいじめの疑い事案への対応⑧ いじめ重大事態の発生時の対応（必要に応じて外部専門家を追加し対応にあたる）※ いじめ重大事態の発生については、教育委員会に直ちに報告し、連携して対応⑨ 本校いじめ防止基本方針の点検・見直し |
|---|

2 未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという認識で、いじめの未然防止に取り組む。

- | |
|---|
| <p>○ 具体的な対応策</p> <ol style="list-style-type: none">① 分かる授業、生徒指導の機能を生かした授業（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育てる）に努める。② 規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。③ 自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。④ いじめ防止の啓発に向け、標語やポスターを掲示すること、いじめ問題について考え話し合うHR等、児童生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。⑤ 道徳教育を始めとする教育活動全般を通して、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを児童生徒に対して教える取組を推進する。⑥ ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに、専門家による講習会も計画的に取り入れる。⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒へは、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲児童生徒に対する指導を行う。
※ 特に配慮が必要な児童生徒とは、発達障害を含む障害のある児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒等⑧ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。 |
|---|

3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、いじめを見逃したり、軽視したりすることなく、疑いも含めて積極的に認知する。

- | |
|--|
| <p>○ 具体的な対応策</p> <ol style="list-style-type: none">① 「朝の会」・ホームルーム活動時、児童生徒の様子に目を配り、気になる児童生徒に対しては、声掛けや面談を迅速かつ適切に行う。② 休み時間や放課後に、担当を決めて巡回する。特に、いじめ被害の心配がある児童生徒の周囲には、十分配慮する。 |
|--|

- ③ クラスの児童生徒に、孤立気味の児童生徒や嫌な思いをしている児童生徒がいないかなど、人間関係の状況把握に努める。
 - ④ 連絡帳、児童生徒との雑談や普段の授業等から情報を収集し、些細なことでも学年主任や生徒指導主事、管理職に伝え、教職員間で情報を共有する。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
 - ⑤ 個別の聞き取り等により、いじめ調査を定期的に行い、早期発見に努める。いじめ等に関する情報や心配なことは全て、速やかに学年主任を通して生徒指導主事・管理職、そして、「学校のいじめの問題に取り組むための組織」に報告する。また、調査に基づいた教育相談の充実を図る。
- ※ アンケート原本、面談記録等は児童生徒が卒業するまで、結果をまとめた資料や報告書は5年間保存が望ましい。文部科学省:「不登校重大事態に係る調査の指針」より
- ⑥ 保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ通報・相談窓口」を周知する。

4 いじめ事案への対処

いじめやいじめの疑いを認知した場合には、直ちに担任、学年・学部主任、生徒指導主事、管理職等で情報を共有するとともに、迅速にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を行う。同時に「学校のいじめの問題に取り組むための組織」を活用して、関係児童生徒に対する事情確認並びに適切な指導等を行うとともに、家庭や教育委員会、関係機関とも連携し、組織的に対応する。

- 具体的な対応策
- ① 被害児童生徒に対しては、本人の痛みを寄り添い、心のケアに努めいじめから守る。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。
 - ② 聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握を正確かつ迅速に行い、いじめの原因や背景を把握する。
 - ③ 指導方針の明確化を図り、教職員の緊密な情報交換や共通理解及びチームによる対応を行う。（指導経過を時系列でまとめて記録）
 - ④ 教育委員会へ連絡する。（必要に応じ児童相談所、警察署等にも連絡する）
 - ⑤ 被害児童生徒、加害児童生徒の保護者へ、学校が把握した事実及び対応策等を知らせる。（全容把握に時間がかかる場合は、途中経過について適時報告）
 - ⑥ ネットいじめについては、書き込みを確認・保存し、書き込んだ児童生徒に削除させることや、サイト管理者への削除要請を行うことで、いじめの書き込み等の削除、拡散の防止に努める。児童生徒の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれがあるときは、早い段階で警察と連携して対応する。

5 再発防止

同じ児童生徒を対象としたいじめの再発や類似のいじめの発生を防止する。なお、いじめの加害者と被害者が入れ替わる、いじめの対象が変わるなど、形態を変えていじめが継続することがあることに注意する。

- 具体的な対応策
- ① 校長をはじめ全ての教職員がそれぞれの教育活動において、いじめの問題に関する積極的な指導を行う。
 - ② お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする児童生徒を育成する指導等の充実を努める。
 - ③ 学級活動・ホームルーム活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
 - ④ 児童会・生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
 - ⑤ いじめを安易に解消とせず、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な支援、指導を行う。
- ※ いじめが「解消している」状態の判断
- ・いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3か月が目安）止んでいること
 - ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ⑥ 児童生徒の変化を定期的に確認・検証しながら継続して支援し、必要に応じて支援策を修正する。
- ⑦ 「学校いじめ防止基本方針」や「学校がいじめの問題に取り組むための組織」が、いじめを受けた児童生徒を守り、事案の解決を図る体制であることを児童生徒が認識できる取組を推進する。

6 地域や家庭との連携

児童生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した取組を推進する。

○ 具体的な対応策

- ① 本校のいじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解と協力を得ることができるよう努める。（入学時や各年度の開始時にいじめ基本方針の内容を説明する）
- ② 家庭訪問や学年・学級だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ③ いじめが起きた場合には、家庭との連携を密にし、協力してその解消に当たる。
- ④ PTAや学校評議員会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
（PTA総会、学級懇談会、学校評議員会等）
- ⑤ 保護者に対して、インターネットを通じたいじめの事例を紹介するなど、情報モラルの啓発活動を行い、ネットの危険性についての理解を深める。

IV 年間計画

○いじめ防止に向けた取組

月	定例実施	随時実施
4月	教職員への基本方針の周知 保護者への基本方針の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な観察、見守り ・情報収集および教職員間での共通理解 ・必要に応じた面談 ・日常的な機会をとらえた友達との関係づくりの指導 ・個別の聞き取り等 ・分かる授業、一人一人を生かす教育活動 ・緊急時のいじめ等対策委員会
5月		
6月	いじめ調査	
7月	いじめ等対策委員会	
8月	研修会（いじめ、体罰等防止）	
9月		
10月		
11月	いじめ調査	
12月	いじめ等対策委員会	
1月		
2月	いじめ調査	
3月	いじめ等対策委員会 いじめ防止基本方針の点検・見直し	

V いじめが起こったときの組織的な対応

